



2025 年 10 月 15 日

各 位

会 社 名 ジェイドグループ株式会社  
代表社名 代 表 取 締 役 社 長 田中 裕輔  
(コード番号：3558 東証グロース)  
問合せ先 取締役兼管理本部ディレクター 高 志 成 俊  
( TEL. 03-5465-8022)

## 株式会社ロイヤルとの民事再生支援に関するスポンサー契約締結のお知らせ

当社は、2025 年 10 月 15 日開催の取締役会において、民事再生手続き中である株式会社ロイヤル（愛知県名古屋市、代表取締役：中根智大、以下「ロイヤル」という。）に対して、スポンサーとして再生支援すること、スポンサー契約書（以下「本件スポンサー契約」という。）を締結することを決議し、同日付で本件スポンサー契約を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件スポンサー契約の成立は監督委員の同意を得ることを条件としており、また、下記 3（2）の本件スポンサー契約に基づく新設分割及び株式譲渡の効力発生は、民事再生法第 41 条第 1 項及び第 42 条第 1 項に基づく裁判所の許可を受けていることを条件としております。

### 1. スポンサー契約の経緯と目的

ファッション小物販売のロイヤルは 2025 年 5 月 27 日、円安による仕入れコストの増加や、積極的な設備投資による借入金負担の増加などが経営を圧迫したことを主要因とし、東京地裁に民事再生法の適用を申請し、同日付で保全・監督命令を受けました（以下「本再生手続」という。）。

かかるなか、弊社はロイヤルの事業存続のパートナーとして紹介を受け、弊社プラットフォームを活用することによるロイヤル支援について協議を重ねてきた結果として、当社がスポンサー企業として再生支援に携わることがロイヤルの再建に資するものであるとともに、弊社としても、ロイヤルの仕入れルート及び販売網の獲得によりサービスの強化、拡充が計れると判断し、本件スポンサー契約締結に至ったものであります。

### 2. ロイヤルの概要

|     |                                |                                                     |
|-----|--------------------------------|-----------------------------------------------------|
| (1) | 名 称                            | 株式会社ロイヤル                                            |
| (2) | 所 在 地                          | 名古屋市中区栄二丁目 11 番 30 号 セントラルビル 3F                     |
| (3) | 代表者の役職・氏名                      | 代表取締役 中根智大                                          |
| (4) | 事 業 内 容                        | ・ シューズ、衣料品、スポーツ用品、日用雑貨等の輸入販売業<br>・ 物流請負業（3PL）、倉庫賃貸業 |
| (5) | 資 本 金                          | 50,000,000 円（2025 年 8 月 31 日現在）                     |
| (6) | 設 立 年 月 日                      | 1973 年 2 月 19 日                                     |
| (7) | 大株主及び持株比率<br>2024 年 2 月 29 日時点 | 株式会社ニッキー 43.6%<br>中根智大 27.4%                        |

|     |                                  |             |                  |             |
|-----|----------------------------------|-------------|------------------|-------------|
| (8) | 上場会社と当該会社との間の関係                  | 資 本 関 係     | 記載すべき事項はありません    |             |
|     |                                  | 人 的 関 係     | 記載すべき事項はありません    |             |
|     |                                  | 取 引 関 係     | 当社サイトで委託販売しております |             |
| (9) | 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態 ※監査法人監査未取得 |             |                  |             |
|     | 決算期                              | 2023 年 8 月期 | 2024 年 8 月期      | 2025 年 8 月期 |
|     | 純 資 産                            | 665 百万円     | ▲597 百万円         | 272 百万円     |
|     | 総 資 産                            | 11,527 百万円  | 9,287 百万円        | 9,861 百万円   |
|     | 売 上 高                            | 13,379 百万円  | 11,394 百万円       | 9,121 百万円   |

※守秘義務に基づき開示できる情報を限定して開示しております

### 3. 本件スポンサー契約の概要（2025年10月15日現在）

#### (1) 目的

上述の通りです。

#### (2) 本件支援の方法及び内容

- ✓ ロイヤルは会社法に基づき、(3)に定める対象事業に関する権利義務を承継させることを目的として、新たに株式会社（以下「新設会社」という。）を設立する（以下「本件新設分割」という。）。新設会社の発行済株式の全部（以下「本件株式」という。）は、本件新設分割の対価としてロイヤルに交付される。
- ✓ 当社はロイヤルとの間で株式譲渡契約を締結し、ロイヤルは、前項により取得した本件株式を、本件新設分割による新設会社の設立の日（以下「クロージング日」という。）に当社に譲渡する。
- ✓ クロージング日は、2025年12月1日（月）を予定し、本再生手続において再生計画によることなく、法令及び裁判所所定の手続に従い行われるものとする。

#### (3) 本件対象事業

- i. EC事業  
分割会社が運営する全部又は一部のECサイト（自社EC、モール型ECを含む。）による販売事業及びこれに付随する業務。
- ii. 店舗事業  
分割会社が運営する全部又は一部の実店舗による販売事業及びこれに付随する業務。
- iii. 卸事業  
分割会社が運営する第三者への商品の卸売事業及びこれに付随する業務。
- iv. 物流請負事業  
分割会社が運営する第三者の物流業務を受託する事業（倉庫管理、輸送管理、配送手配等）及びこれに付随する業務。
- v. 除外資産  
藤原倉庫に係る不動産並びに当該不動産に関する契約関係は、本件対象事業から除く。

#### (4) 本件対価

882百万円に不動産の名義変更に伴う税金等を加算した金額。決済方法は現金決済を予定しております。

(5) 譲り受ける主要な資産、負債

本件譲受対象事業に付随する資産、負債を精査の上、株式譲渡契約の締結等必要な手続を進める予定であり、明らかになり次第開示します。

(6) 本件完了後の事業運営方針

✓ EC 事業

売上が小さな一部店舗は閉鎖し、当社の事業である EC サイト売上を最大化しながら、選択と集中ならびに内製化を推進する。

✓ 店舗事業

原則として既存店舗のすべてを継承し、その後赤字店舗や赤字見込み店舗は閉鎖する。他方、現黒字店舗や、ロコンド店舗に変えることにより黒字見込みが立つ店舗、広告効果が高い店舗は運営を続け、オムニ戦略を推進する。

✓ 卸事業

開発商品やブランドの選択と集中は推進しながら、リーボックの卸販売を担っていく事で売上と収益性を向上させる。

✓ 物流事業

自社物流である藤原倉庫は譲受非対象とし、自社物流はジェイドグループに集約する。桑名、岡山は承継し、3PL 事業を強化していくものとする。

(7) 本件完了後の従業員の処遇

✓ 可能な限り本件対象事業に従事する全従業員を承継するものとし、本件スポンサー契約締結以降、全従業員を対象に個別面談等を実施の上、法令上可能な範囲で承継対象となる従業員を確定する。

✓ 退職一時金給付制度に関しては引き継がず、分割会社にてクロージングまでに清算する（但し、退職一時金給付制度の廃止は、分割会社において各従業員の個別同意を取得することを前提とする。）。

4. 日程（2025 年 10 月 15 日現在の予定）

|                  |                |
|------------------|----------------|
| 2025 年 10 月 29 日 | 株式譲渡契約書締結      |
| 2025 年 11 月 28 日 | 裁判所の許可         |
| 2025 年 12 月 1 日  | 新設会社設立及び株式譲渡実行 |

5. 今後の見通し

本件による当社グループの 2026 年 2 月期の連結業績に与える影響については現在精査中です。今後、本件最終契約の締結状況等、開示すべき事項が発生した場合には速やかに開示いたします。

以 上